

## 公益法人化制度改革と 日本顕微鏡学会の対応状況

杉山 昌章\*, 朝山匡一郎, 岩瀬 暢男, 進藤 大輔

Masaaki Sugiyama, Kyoichiro Asayama, Nobuo Iwase  
and Daisuke Shindo

### 1. 公益法人化制度改革とは

民法の制定は1896年(明治29年)であり,この34条に「公益法人の設立に対する官庁の統制」がある。その後100年以上が経過して我々の社会生活も大きく変化し,この程,公益法人制度の抜本的な改革が行われた。公益法人には,社団法人と財団法人があり,それぞれに国所管法人と都道府県所管法人がある。学会は全国区活動で国所管の社団法人である場合が多いが,その数は,H19年度時点での24000以上の総公益法人数の中で数%であり,その存在は必ずしも大きくない。そのため,今回の法律改正が必ずしも学会に適さないという見方もあるが,より民による公益の増進を図ることが大きな目的とされた改革であり,新制度に学会も対応していかなければならない。

従来の公益法人の課題として,営利企業と競合するような収益事業を持つ一部の法人,主務官庁からの天下り問題,また税制優遇の在り方などが問われているが,本学会活動はこれらにはあまりそぐわない。むしろ改革の目的の本質である,「単に利益追求型の資本主義ではなく,奉仕と献身的な互助互恵の価値観に基づくより温かみと深みのある社会を求めて,社会を支える民による公益法人を多く作る」という考え方に同調して改革に対応していきたい。日本でも地域密着型の多数のNPO法人設立が成功しつつあるが,今後は,公益社団法人,公益財団法人が柱として社会を支え,その補完をNPO法人が果たしていくような社会構造が期待されている。資本主義先進国である米国では,公益法人・財団法人とNPO法人を併せると300万以上の数となり,それらが地域,国全体,そして世界へと様々な奉仕活動を行っている。その姿に対して,現在の日本では,社団・財団法人,NPO法人を併せても数万のレベルであり,まだまだ米国に遠く及ばない。

このような本質的な公益制度改革の目的に対し,公益目的事業の第一に挙げられているのが,「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」である。これはまさに日本顕微鏡学会の事業目的と一致するが,「顕微鏡」という誰もが知っている

る学術分野を主軸とする学会として,従来以上に社会に貢献していくことを考える,良い機会でもあろう。

### 2. 公益社団法人に求められること

H20年12月1日より,従来の社団法人はそのまま特例民法法人に移行し,5年以内,即ちH25年11月30日までに一般社団法人としての認可,或いは公益社団法人としての認定を受けることになる。そしてそれまでは,従来通りの主務官庁の指導を受けている。これから主な制度上の変更点や考え方の違いを述べるが,今回の公益法人化制度改革は,今までの社団法人(学会)を一旦無くして,新しく社団法人を作り直すことを意味している。例えば,公益社団法人の中で使われる「理事会」や「会長(代表理事)」は言葉としては同じでも,これまでと異なる法律上の意味を有することに注意しなければならない。

そのような大きな変革が求められる理由は,民による公益活動を促すということで監督庁が不在となり,公益社団法人そのものが法令順守のためにセルフガバナンス(自律的内部統治)を強く求められるからである。特に財務面では,一般民間企業並みのガバナンスが求められるので,この点が,これまでの学会として経験してきた運営ノウハウと少し異なることになる。そのために,公益法人化は敷居が高いと最近では評されるようになり,学術団体においては,その公益認定化を足踏みしている所も多いと聞いている。但し例えば,寄付でみれば従来は「特定公益増進法人」でないと免税にならなかったが,今度は,公益法人に認定されれば自動的に免税になるので,やはり財務面でのしかりとした自律性が求められるのは,昨今の社会風潮から判断しても当然のことであろう。

さて,公益法人の認定を行うのは,内閣府に設立された公益認定等委員会である。これまでの様々な議論はHP上に掲載されているので,会員の方々には,一人でも多くそこを閲読して頂きたい。「公益法人 information」というキーワードでの検索が良い。またこの機関では,具体的な審査の前に,事務局が「公益社団法人としてのガバナンスのとれた定款を保有しているか」という点を中心に,様々な相談に対処しているので,本学会もその具体的な相談を開始している。

### 3. 変化が予想される事項の概略

#### ①代表理事(会長)について

理事の代表として代表理事を置き,「代表理事を理事会で選定する」ことになる。法令では「理事会の決議」を妨げる規則を作ってはいけないので,全員投票で会長候補の選挙を行なう本学会の場合,理事の選定の方法も考慮して,法律に適した形で選挙制度を少し見直す必要がある。また会長(代表理事)は,学会として何か問題が発生した場合は,学会を代表して法令上の責任に対処することが求められる。現在も会長は学会を代表しているので,通常の活動においての変化はないが,法令上の登記が,現在は理事全員が同列であるが,

\* 新日本製鐵株式会社 先端技術研究所 主幹研究員  
〒293-8511 千葉県富津市新富20-1  
TEL: 0439-80-2238; FAX: 0439-80-2746  
E-mail: sugiyama.masaaki@nsc.co.jp

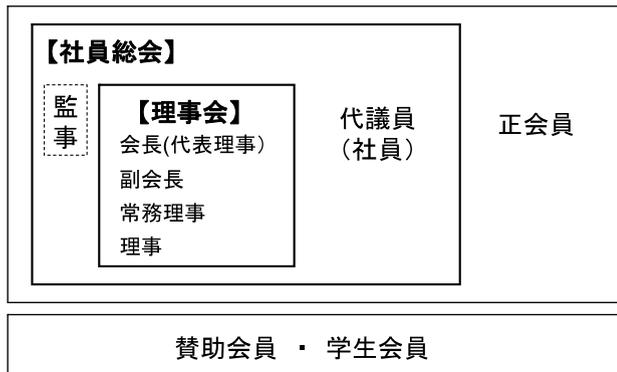


図1 学会における会員構成図

新法令では理事代表として会長が登記されるので、責任の所在が明確になるのである。なお、複数の代表理事を置く案も検討されている。

#### ②理事会の新しい役割

法律上の機関として「理事会を置く」と決めることで、この理事会の位置づけが現在とはやや異なってくる。現在の理事会は、理事の意思決定に基づき、法人としての意思統一を行う重要な場であるが、新しい理事会の権限や義務は、法律の規定ではより強固に記載されている。つまり、「学会の全ての業務執行の決定」、「各理事の職務執行の監督」、さらには、「会長（代表理事）の選定と解任」を行う機関と明記されているのである。

このように、理事会が学会運営において、総会決議と指定されている事項以外の全ての業務執行決定機関になるので、理事の責任と義務が従来よりも重いものとなる。具体的な運営スタイルは従来とあまり変わらないが、「承認」から「決議」への比重が増すために、意識においての変革が必要になる。そのため学会組織としては、理事会における業務執行の決定がしっかりとできるような定款や細則の内容を見直していく。また常務理事を業務執行理事とすると共に、各理事の業務分担についての明確化作業が進められるであろう。具体的には、学術運営会議全体業務、欧文誌や和文誌などの刊行業務、諸活動全般に関わる業務、表彰や技術認定に関わる業務、さらには国際的な対外交渉業務などが検討されている。また従来以上に、具体的な学会運営業務を理事が支えることになるので、理事会における理事の委任状は無くなり、積極的な理事会对応が求められている。

#### ③評議員について

現在の評議員は、会員を代表して総会に出席し、各々が1個の議決権を有している。全員が参加しての総会開催は、大学や一般施設で開催される学会会場の確保や、有効議決権数を確保する上での難しさもあり、このような制度は、今後も継続の方向で検討している。但し、名称として「評議員」を使うことが困難となり、その代わりに「代議員」という名称を使う予定である。これは、評議員が財団法人において、「その理事の選定、解雇を決めるのが評議員、ならびに評議員会

である」と法律の中で使われているからである。法律上で定められた言葉を別の目的で使う時は、定款等で正確に新定義をすれば使うことは不可能ではないが、一般には、誤解を生むのを避けるため、他の意味では使えなくなるのが常である。

これまでの社員総会の議決権を有している会員の人数が増減するのは望ましくないとの視点もあるため、現在の評議員を代議員と呼ぶことで、現在の社員総会の議決権数が変化しないようにすることを検討している。但し、同じ会費を払いながら議決権の有無が発生するのは必ずしも公平ではないため、この代議員を如何に公平に選出しているかを定款に明確に記載していく必要がある。今後は、補欠の代議員も選出することが検討されている。図1に本学会の会員の構成を模式的に示す。現段階では、理事、代表理事も含め、正会員の中からの選出を検討している。

#### ④監事について

現在と同様に監事が置かれるが、理事会の役割と責任が法律上明確にされたように、監事の責任と役割もより厳格なものになっている。考え方は現在と同様であるが、理事会に原則として参加することになり、理事の業務執行状況を監視する役割を果たす。そして職務能力等を含めて問題点を感じれば、監事の責任においてこれを正していくことになる。

#### ⑤支部運営について

活発な支部活動が期待されるが、従来は学会本部活動に対して、会計面は特別会計のような取扱いであった。新法令では、支部も「従たる事務所」として登記して、本部と同じような体制を置くことは可能であるが、具体的な支部活動運営面での負担を考えるとあまり得策ではない。そこで法律に従い、本部の一般会計に支部会計を組み込み、またその業務執行の決定は理事会で行うことになる。即ち、法律上は各種委員会と同列の扱いとなる。なお本学会では、新会計法に基づきすでに支部会計は本部会計に組み込んであり、現在、支部会計業務のさらなる簡便化を、適宜進めている段階である。

また本学会の支部活動においては、委員の呼称の点で変更が必要である。すでに述べたように評議員という名称が使えないので、支部評議員も類似名称で使いにくい。また代議員は、議決権を有する会員とするため、これを支部で使うこともできない。そこで各支部において、支部幹事（従来同様）、支部委員（従来の支部評議員）などの新しい名称の設定が必要である。

#### ⑥設立時役員について

上述のように役員に対する明記が法律上で大きく変わったことから、名称は同等であっても現在の役職とは全く別の義務と責任を有することになる。そこで公益認定を得た時の混乱を避けるために、定款に予め設立時役員について定めておく必要がある。本学会ではH23年度以降の役員選挙がH22年度に行われるので、この時に選ばれる役員に対しては、新制度に対応した設立時役員になる可能性が高いので、事前の心構えに対する準備が必要である。

#### ⑦公益事業内容について

本学会の事業内容はほぼ全て公益事業と分類できると考

えているので、現在の定款に基づき、同様な事業内容を検討している。但し、定款における事業目的は、より具体的に記載されることが指導される方向にあり、例えば、「種々の顕微鏡技術や顕微鏡法」という文言が最初に入るであろう。なお収益事業や一般管理費を含めた全事業費に占める公益目的事業比率が50%以上である必要性があり、図2に示すような事業区分を明確にして、各事業における公益性の説明、並びに財務上の収支報告をしていくことになる。事務費については、各公益事業ごとに具体的に必要とされる費用が按分され、理事会開催などに要する費用は、一般管理事務費に分類される。

#### ⑧会計上の作成資料の整備

公益法人化に伴う大きな変化として、財務能力の強化が求められている。特に会計法は毎年のように変化していくので、これに対応する能力が従来以上に問われる。報告資料については従来と大きくは変わらないが、一般企業のような法人会計に近い処理能力が必要になる。

新しい会計法に対応するには、財務の一元管理が重要であり、この機会に、各支部や各委員会における予算担当者の負担を軽減するために、請求書や領収書、また租税処理などは可能な限り、本部事務局にて対応する方向で準備を始めている。本稿が掲載される頃には会計業務の学会全体での連携準備が整う予定であり、H22年度はそのような新しい財務体制で処理を行い、課題点があれば適宜、解決していく予定である。

#### ⑨事務局の増員について

本学会では、日常の事務作業は常務理事（庶務理事と会計理事）が対応し、具体的な作業は外部委託方式で行ってきた。しかしながらH19年度からの公益法人化対応の中で、事務業務が増大し、H20年度に外部事務委託先をリアライズ理工センターから国際文献印刷社に変更し、また学会所在地も変更し、そのための定款変更がH20年9月に文部科学省にて認可されたことは周知の通りである。さらに文部科学省より学会内部に事務専門職を置くことを指導され、公益法人化対策費の中で短期的な事務長職をおき、今後、就業規則を作成して、

正式に学会にて雇用する職員として、事務局長職を置くことを検討している。これらはいずれも学会運営における事務的業務の継続性の確保、また各事業担当者への運営面での負担を軽減することに繋がるので、さらに加速させる必要がある。

#### 4. 今後の見通し

H19年秋のシンポジウム時に臨時総会を開催し、公益法人化準備を進めることを決議し、特務委員会を通じての勉強会、公益法人化推進委員会を通じての新定款の準備作業他、種々の準備対応を行ってきた。

H21年度内に新定款案が定まり、5月の総会以降会員に公開意見を求めていくであろう。併せて、財務面での体制を強化するため、支部や各委員会等における収支報告がH21年度収支報告書として一括化され、H22年度予算計画は、新しい法人会計法に照らし合わせた方法で進められる。本原稿が掲載される頃には、H22年度に向けての新しい財務体制、事務局体制が整いつつあるので、そこでの課題点が解決されれば、いよいよ公益法人認定の申請へと進む段取りとなる。

同様な他学会の動きも注視しながら、H23年5月の総会では、この公益法人化認定に向けての最終審議をする予定である。併せて、本来の公益法人化制度改革の精神に基づき、本学会の会員全体の意識が揃っていくことが重要であるので、H22年度は、公益申請の検討を続けながら、学会の継続的な実務能力の確証期間となるであろう。

最後に、本原稿の執筆は、公益法人化推進委員会委員長、及び内閣府公益認定等委員会事務局への相談対応をしているメンバーでの共著であることを記すと共に、併せて本準備活動に直接的に関わってきたメンバーを列挙しておく。

#### 特務委員会（H19-H20）

菅沼龍夫（委員長）、杉山昌章（副委員長）

市野瀬英喜、大野伸一、柿林博司、亀井一人、川上速人、高井義造、高橋一郎、竹田精治、年森清隆、中村吉男、永山國昭、馬場則男、平山 司、藤田 守、古屋一夫、松井良夫、宮澤淳夫、依藤 宏、亙理文夫

（敬称略 五十音順）

#### 公益法人化推進委員会（H21-H22）

進藤大輔（委員長）、年森清隆（副委員長）、杉山昌章（副委員長）

朝山匡一郎、幾原雄一、乾 晴行、岩瀬暢男、臼田信光、大槻勝紀、大野伸一、小澤一史、柿林博司、川上速人、楠美智子、桑野範之、菅沼龍夫、高井義造、高野吉郎、高橋一郎、竹田精治、竹花一成、丹司敬義、出澤真里、富取正彦、永山國昭、幡場良明、馬場則男、板東義男、平山 司、福嶋球琳男、藤田 守、古屋一夫、松井良夫、宮澤淳夫、依藤 宏、亙理文夫

（敬称略 五十音順）

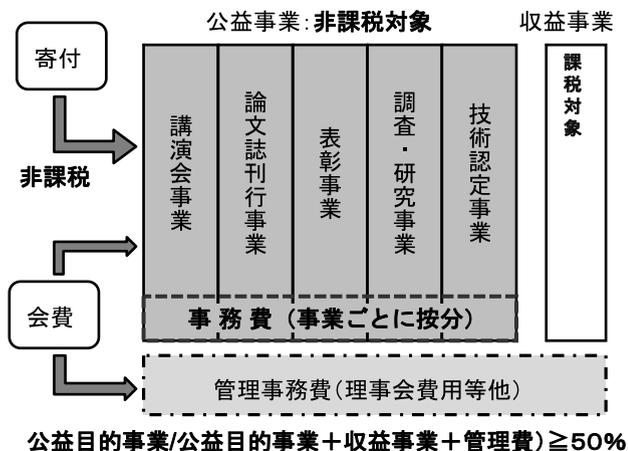


図2 公益事業を含む全体予算の考え方